糀谷社労士の人事・労務Ｑ＆Ａ（第６１回）

2022.4

今回のテーマ：法改正により育児介護休業規程の規定変更が必要！？

Q．４月の育児介護休業法改正により育児介護休業規程の規定変更はが必要でしょうか？どのようなことに気を付けて変更すればいいのでしょうか？？

A．育児介護休業法が改正されました。令和４年４月１日より施行される内容において、規定改定をする必要があるのは「有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和」への対応です。現行、育児休業および介護休業を有期雇用労働者が取得しようとした場合「引き続き雇用された期間が１年以上の者」という要件がありますが、令和４年４月１日にこれが撤廃されます。

令和４年４月１日以降は、「期間の定めのある従業員については、子が１歳６か月に達する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない限り、育児休業を取得することが出来る」と改定することになります。また、介護休業は「期間の定めのある従業員については、その申出時点において介護休業開始予定日より９３日を経過する日から６か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない限り、介護休業を取得することが出来る」と改定することになります。

なお、引き続き雇用された期間が１年未満の労働者は、労使協定を締結することにより休業対象労働者から除外することが可能ですので、無期雇用および有期雇用に関わらず雇用期間が１年未満の労働者を休業対象労働者から除外する場合、新たに労使協定を締結する必要があることを忘れないようにしてください。

育児も介護も規定変更が必要！

：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：

一般社団法人滋賀県トラック協会　労務顧問
糀谷社会保険労務士事務所　代表　糀谷　博和
〒５２０-２３３１　滋賀県野洲市小篠原1205
湖東ビル　２階　2-2号室
ＴＥＬ　０７７－５１８－１９６０
ＦＡＸ　０７７－５８６－７４８１
E-mail　kojitani@ams.odn.ne.jp
HP　http://www.office-kojitani.com/

：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：

執筆者プロフィール

滋賀県内外約５００社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。最近では、「マイナンバーセミナー」にて新聞・テレビなど、多くのマスコミの取材を受ける。セミナーはもちろん、雑誌への執筆なども積極的に行っている。

日本経営協会、商工会議所、商工会、大学などで、年間約 80 回以上のセミナーを行う。

労務相談はお気軽に協会までご連絡ください！